

特別な体験の提供等によるインバウンド消費の

拡大・質向上推進事業

(国・地方公共団体等所管事業)

【公募要領】

(受付期間)

受付開始：令和6年1月12日（金）

受付締切：令和6年2月8日（木）12:00 [締切厳守]

- ◇申請書類は、観光庁HPまたは、特設ウェブサイト（令和6年1月下旬開設予定）の申請フォームよりご提出ください。
やむを得ない理由により申請フォームからの提出が困難な場合には、事前に事務局までご相談ください。

(本事業のお問い合わせ先)

- ◇特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業（国・地方公共団体等所管事業）事務局
TEL：03 - 5447 - 7980

- ◇事務局の対応時間は、10:00～17:00（土日祝日を除く。）となります。本公募要領、観光庁HP、特設ウェブサイト（令和6年1月下旬開設予定）に掲載する情報をご覧いただいた上で、ご不明な点があればお問い合わせください。なお、観光庁HP及び特設ウェブサイト（令和6年1月下旬開設予定）にてFAQを掲載いたしますのでご活用ください。

特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業
(国・地方公共団体等所管事業) 事務局
株式会社ジェイアール東日本企画

【目次】

I. 本事業の目的と内容.....	3
1. 本事業の目的.....	3
2. 本事業の流れ.....	3
II. 採択事業者及び事業の要件等.....	5
1. 採択事業者の要件.....	5
2. 事業の要件.....	5
III. 申請手続.....	9
IV. 採択事業者の選定.....	10
V. その他、重要説明事項.....	12

I. 本事業の目的と内容

1. 本事業の目的

本事業は、地方公共団体・観光地域づくり法人（DMO）・民間事業者等が実施する、我が国が誇る観光資源（自然、文化、食、スポーツ等）を早朝夜間や未公開・非混雑エリア等の十全な活用と組み合わせ、これまでにないインバウンド需要を創出し、特別な体験として提供することを通じて、インバウンド消費額5兆円超・一人当たり消費額25万円の速やかな達成や地方への波及効果等について調査・検証するものです。

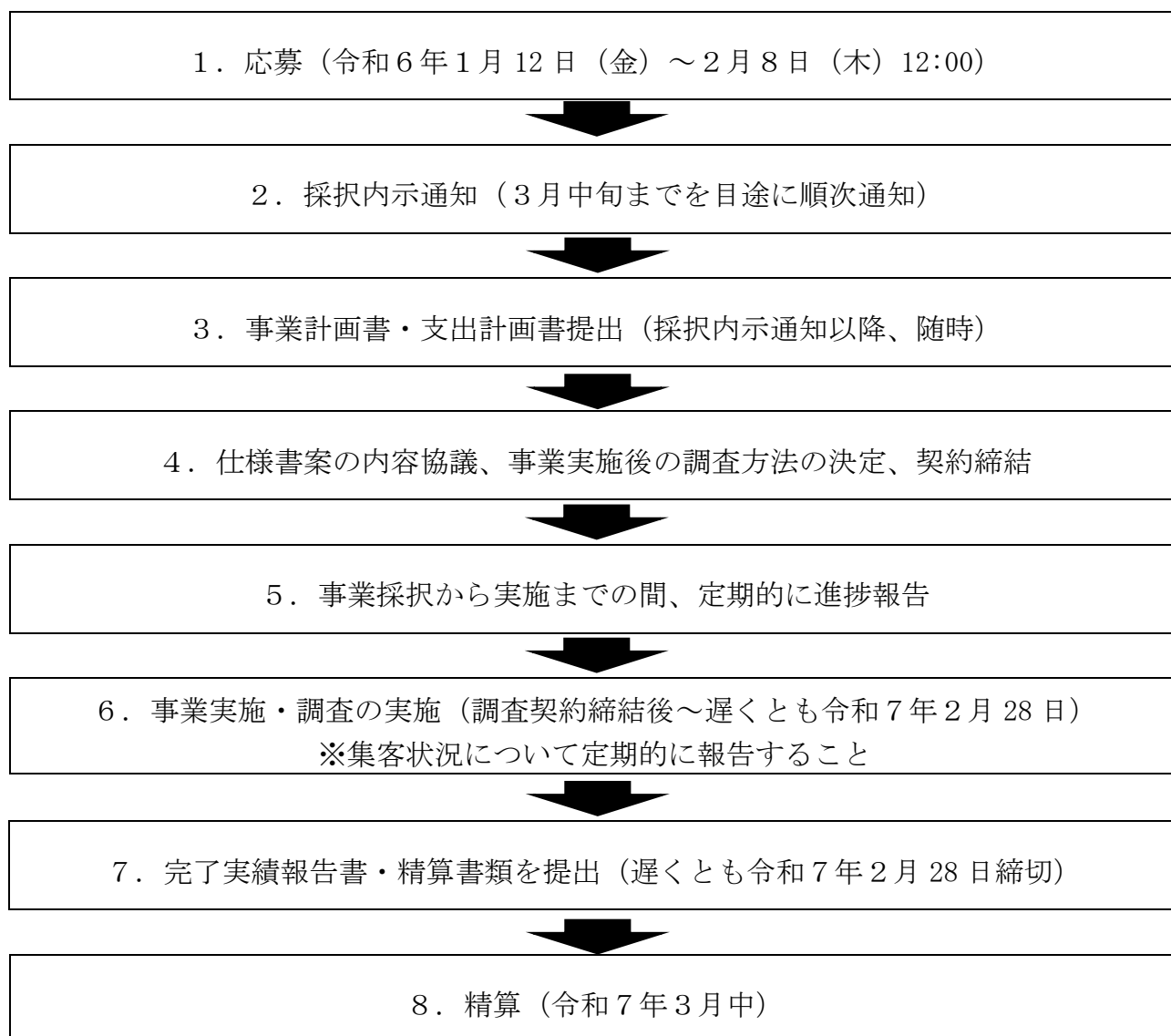
2. 本事業の流れ

本事業の大まかな流れは、以下のとおりです。

- (1) 応募にあたっては、本公募要領をよくご確認の上、指定の申請フォーム及び事業計画書を含む、応募書類一式をご提出ください。なお、令和6年1月17日14時から本事業のオンライン説明会を実施し、後日動画を観光庁HPに掲載いたしますので、併せてご確認ください。ご提出頂いた応募書類一式に使用した内容（画像含む）の著作権は観光庁に帰属することとします。また、著作権及びその他関連の権利等の問題が生じないよう権利処理を適切に行ってください。
- (2) 提出書類に基づき、事務局及び有識者を含む委員会にて審査を行った上で、事務局より結果を通知します。審査にあたっては、必要に応じて、事務局から申請事業者に対してヒアリングを実施します。また、審査の結果、申請内容の一部が採択されない場合や条件付きでの採択となる場合があります。
- (3) 採択の通知を受けた申請事業者（以下「採択事業者」という。）には、必要に応じて事務局からの指示に基づき、通知された額の範囲内で事業計画書等を見直し再提出していただきます。
- (4) 採択事業者は、事務局が作成した仕様書の内容に合意した上で、調査契約を締結し、その後、事業を開始することができます。
- (5) 採択事業者は、策定した事業計画書に基づき事務局の伴走支援を受けながら事業を実施します。万が一事業計画書の記載内容に変更が生じる場合には、必ず事前に事務局に連絡の上、調査契約に基づく変更手続きを行ってください。
- (6) 採択事業者は、事業の採択から開始までの間における準備状況や事業の進捗等を定期的に採択事業者専用ポータルサイトにて報告していただきます。また、事業実施後には、事務局が指定する統一調査項目に従い、ウェブアンケートシステム、または現場での実地調査等により、事業に係る効果検証等の調査を実施していただき、その結果を所定の期間までに事務局へ報告していただきます。

- (7) 採択事業者は、事業が完了したときは、事業の成果を記載した実績報告書に証憑等の精算に係る書類を添えて報告しなければなりません。事務局による報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、事業の成果が契約内容に適合すると認められた場合、本事業の支払いを受けることができます。

<本事業の流れ>



II. 採択事業者及び事業の要件等

1. 採択事業者の要件

以下の者が本事業の対象です。

(1) 国・地方公共団体、独立行政法人

(2) 民間事業者等（以下のいずれかの要件に合致する場合）

- ・国・地方公共団体、独立行政法人が所有・管理等を行う施設・公園・物品等を、従来は行っていない方法で活用する場合
- ・国・地方公共団体が所有し、登録DMO及び公益財団法人等が運営管理を行う施設・公園・物品等を、従来は行っていない方法で活用する場合

※活用する施設・公園・物品等について所有・管理等を行う国・地方公共団体、独立行政法人、登録DMO及び公益財団法人の同意を得ること（様式5「国・地方公共団体等の同意書」を使用すること）

2. 事業の要件

(1) 対象事業

- ① 我が国が誇る観光資源（自然、文化、食、スポーツ等）を、早朝夜間や未公開・非混雑エリア等の十全な活用と組み合わせ、これまでにないインバウンド需要を創出し、特別な体験として提供すること。
- ② インバウンド向けに、以下のいずれかの項目を満たす計画であること。
 - ・インバウンド規模3,000名以上の体験コンテンツ・イベント等であること
 - ・一般的なものと比較して単価が3倍以上となる高付加価値化の取組を行うものであること
- ③ 地方で実施されるコンテンツについては、「地方プレミアム体験コンテンツ」認定審査を希望することができる。「地方プレミアム体験コンテンツ」とは、地方の自然・伝統文化の活用、食の地産地消、地域人材の活用や所得向上に係る工夫等を奨励し、極めて付加価値が高く、地域の目玉となる様々な資源を集約したコンテンツを指す。

なお、「地方プレミアム体験コンテンツ」の認定を受けると、以下の点で優遇することを想定している。

- ・採択案件公表時の観光庁プレスリリースでの紹介
- ・観光庁で実施するプロモーション等での優先的紹介
- ・採択後、早期事業着手に向けた事務局による優先サポート

※本事業における「地方」とは東京都、京都府及び大阪府を除く道県を指します。認定される事業数は全国で概ね10件程度を想定しています。

【特別な体験コンテンツ等の具体的なイメージの例】

※以下の体験コンテンツに限定されない。

- 世界遺産・自然遺産等の国際通用性のある舞台を利用した体験であるもの
- 消費単価が極めて高いインバウンドを対象とした体験であるもの
- 文化財をこれまでとは異なる形で活用するもの（非公開文化財の公開、宿泊・飲食の実現、ユニークメニューでの展示等）
- 特別な人物とともに体験を行うもの（人間国宝、スポーツスーパースター、当代随一の職人、有名ガイド、有名シェフ、芸術家等）
- 人気のある空間・場所において、占有や優先的提供を行う体験であるもの
- 通常は飲食等が許可されていない場所で、飲食等の提供を行うもの
- 臨時免税店等の出店を通じ、通常は入手・活用が困難な物品・ライセンス・キャラクターコンテンツ等を活用するもの
- 早朝・夜間の時間帯に開催される付加価値の高い体験であるもの
- 非混雑エリアをユニークメニューとして活用するもの
- 空港・港湾等の大型インフラ設備を今までにない形で活用するもの
- 我が国で初めて開催される世界的なイベントであるもの
- 異なる観光資源をこれまでに無い形で組み合わせるもの
- 条例・規制等の改正や運用改善を行うことにより、全国的にも有用なナレッジとして活かすことができる体験であるもの

<「地方プレミアム体験コンテンツ」の例>

- 地方に伝わる伝統芸能・祭、国立公園・国定公園等を活用したもの
- 地方に在住する方々によって提供され、交流活動や人材育成に貢献し、所得向上に大きく資するものであるもの
- 特色あるオーバーツーリズム対策を講じた体験であるもの
- 地方でしか提供しえない限定的な食材・食器等を活用した食の提供を行うもの（ハラール・ベジタリアン対応等）

(販売に係る対応事項)

- ・ 本事業期間内に、体験コンテンツ等のインバウンドへの販売及び実施（モニターツアーのみは不可）を行うこと。
- ・ 外国語に対応した自社ホームページを構築し、同ホームページからの予約を可能とすること。
- ・ 外国語に対応したOTA（Online Travel Agent）にて販売した上で、特別な体験に係る質の高い画像を掲載すること。その際、数十枚以上の画像掲載に努めること。併せて、販売に係る適切な在庫管理を行うこと。
- ・ SNSへ積極的に画像・動画を掲載するのみならず、自社ホームページやOTA等への販売導線を構築すること。

- ・ 地図情報サービス（例：Google ビジネスプロフィール等）への情報入力を充実すること。なお、予約検索表示サービス（例：Google Things to do 等）の活用にも努めること。
- ・ インバウンド向け口コミ投稿促進のための施策を実施すること。
- ・ 現地におけるキャッシュレス化を推進すること。
- ※ 富裕層向けツアー、地方における条例等による規制、特別な体験の実施会場における物販など、体験コンテンツの販売を対面・属人的等で行うことが明らかに合理的な場合に限り、上記要件は適用しないこととする。
- ・ 事業実施後には、事務局が指定する統一調査項目に従い、ウェブアンケートシステム、または現場での実地調査等により、事業に係る効果検証等の調査を実施し、その結果を所定の期間までに事務局へ報告すること。また必要に応じて事務局による効果検証等の調査に協力すること。

（画像・動画撮影の奨励）

- ・ 特別な体験への参加者に対し、画像・動画の撮影とともに SNS 等への投稿・拡散を可能な限り奨励すること。
- ※画像・動画の撮影が困難な場合には、その旨を明示すること。

（事務局への協力）

- ・ 事務局が立ち上げるコンテンツ紹介を目的とした特設ウェブサイトへ掲載すること。事務局指定の条件の下、コンテンツ概要を作成し、宣伝素材等と共に事務局へ提出すること。

（2）事業の上限額

本事業の上限額については、8,000 万円までです（最低事業費 3,000 万円）。

（3）本事業の対象経費

本事業の対象経費は、以下のとおりとします。

① 体験コンテンツ・イベント等の造成に係る経費（人件費・旅費を含む）

- ・ 体験コンテンツ・イベント等の企画開発
- ・ 体験コンテンツ・イベント等の実施
（実施に係る直接的な原価に相当する経費は対象外とする）
- ・ 全国通訳案内士、富裕層旅行に詳しい DMC（Destination Management Company）等によるモニターツアーを踏まえたコンテンツの改善
- ・ 地域資源の紹介・説明・案内・多言語化対応等を行うツールの整備 等

② 備品の購入・設備の導入に係る経費

- ・ 体験コンテンツ・イベント等の造成等に必要となる備品の購入や設備の導入
（体験コンテンツ・イベント等造成に際して真に必要不可欠なものに限る）

③ プロモーションに係る経費

- ・ 造成したコンテンツの認知拡大を目的とした広告宣伝 等
(対象経費の最大10%)

例) インフルエンサー招聘・写真撮影・ムービー撮影など

- ・ 造成したコンテンツのオンラインによる販路拡大を目的とした、外国語による販売システム・販売導線等の構築に係る経費 等 (対象経費の最大10%)

例) OTA 広告・自社HPにおける予約決済システムへの導入経費など

④ 効果測定に必要な調査に係る経費

- ・ 造成した体験コンテンツ・イベント等について、実際に訪問した訪日外国人旅行者の動向・効果等(国・地域別誘客数、国・地域別費目別旅行消費額、訪問地、滞在日数、満足度及び地域への経済波及効果等)の調査 等

※ 調査の成果を最大化させるため、調査項目等は事務局から別途指示します。

※ 事務局が指定する統一調査項目に従い、ウェブアンケートシステム、または現場での実地調査等により、事業に係る効果検証等の調査を実施し、その結果を事務局へ報告してください。

なお、事業期間内に、本事業の対象となった体験コンテンツ・イベント等の造成・販売等に要した総費用(本事業の対象として申請しなかった経費や上記制限を超えたプロモーション、本事業の対象外経費等を含む。)に対して、当該本事業の対象となった体験コンテンツ・イベント等が直接的に生み出した売上(当該体験コンテンツ・イベント等に付属する売上は含まない。他の取組と併せて実施した場合は当該本事業の対象となった体験コンテンツ・イベント等の寄与分に限る。)が上回った場合、上回った利益分について、事業者と調整後に精算額から減額します。

(4) 本事業の対象外経費

本事業の対象外となる経費は、以下のとおりです。

- ① 本事業に直接関係のない経費
- ② 調査契約締結前に発生した経費
- ③ 事業者における経常的な経費(事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費 及び通信料等)
- ④ 旅行者が受益する、景品の購入や割引に係る経費(食事代、宿泊代、交通費、お土産代等を含む。)
- ⑤ 実施主体の会食費、弁当代等の飲食費
- ⑥ 本事業期間以外も継続して設置される工作物の工事請負費
- ⑦ 本事業における資金調達に必要なとなった利子 等

(5) 本事業の対象経費の精算

- ・ 本事業の実施期間は、調査契約締結日から遅くとも令和7年2月28日までです。この期間内に、体験コンテンツ・イベント等の造成等を実施してください。その上で、遅くとも令和7年2月28日までに完了実績報告書を含む、全ての精算書類（関係各社への支払証憑を含む）の提出を済ませるようお願いいたします。
- ・ 期間内に事業を完了できなかった場合は、対象経費の精算ができません。
- ・ 対象経費の精算は、事務局・観光庁双方で全ての精算書類を確認の上、事業終了後、約1.5か月の時間を要します。

(6) 留意点

- ・ 天変地異や感染症拡大等の予期できない事由により、事業の一部又は全部が実施できなくなる場合が生じることが考えられますが、事業開始後にこれらの事由が発生した場合のキャンセル料等の経費も対象とします。
- ・ 観光庁内の他事業への重複申請は可能です。ただし複数採択となった場合は、いずれか一方の申請を取り下げることとします。

III. 申請手続

申請者は、締切までに必要な書類を全て揃え、電子申請により提出してください。

(1) 申請書類の受付期間

受付期間：令和6年1月12日（金）～令和6年2月8日（木）12:00

※ 〆切時刻までに手続きが完了するよう、時間に余裕を持って申請してください。

(2) 提出書類

以下の提出書類を申請ページより提出してください。

提出書類名	
事業計画書	様式1
支出計画書	様式2
事業実施スケジュール	様式3
事業概要	様式4
国・地方公共団体等の同意書	様式5

(3) 留意点

- ・ 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、申請を無効とします。
- ・ 提出書類の作成に係る費用は提出者の負担とします。
- ・ 提出書類に記載する文言や、掲載する画像は公表可能なものを使用してください。なお、提供する画像は1MB程度（1600ピクセル×1200ピクセル程度）、一目で見て被写体が何かわかりやすいものを推奨します。
- ・ 提出書類は、行政文書に当たるため、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。
- ・ 応募書類一式に使用した内容（画像含む）の著作権は観光庁に帰属することとします。また、著作権及びその他関連の権利等の問題が生じないよう権利処理を適切に行ってください。

IV. 採択事業者の選定

(1) 採択方法

- ・ 事務局及び有識者を含む委員会において、「(2) 採択の観点」に基づいて総合的に評価を行った上で選定を行います。
- ・ 「地方プレミアム体験コンテンツ」の選定については、東京都、京都府及び大阪府を除く道県での採択案件、かつ、事業者が選定を希望する案件の中から、事務局及び有識者を含む委員会で選定を行います。
- ・ 一次公募で不採択となった事業のうち、所要の改善を図り再審査すべきと認められた案件に関しては、提示される改善事項を満たしたときに限り、二次公募時に優先的に高く評価されます（二次公募優先評価制度）。

(2) 採択の観点

提出された書類を、以下の観点から審査します。

- ① インバウンド消費拡大効果（人数・消費額）
- ② インバウンド消費の質の向上（地域の自然・伝統文化活用、食の地産地消、地域人材の所得向上に資する工夫等を通じ地域経済循環に資するもの、持続可能な観光へ寄与するもの 等）
- ③ 特別性・新規性
- ④ 海外販路拡大の具体性
- ⑤ 事業の将来性（条例・規制等の改正や柔軟な運用等、特徴的なナレッジが収集できるコンテンツであること）

※なお、「地方プレミアム体験コンテンツ」は②、④を特に重視して選定します。

(3) 採択結果の決定及び通知

- ・ 採択する案件の決定後、3月中旬までを目途に、申請者に対して、順次結果の通知を行います。採択事業者は、内示時に別途指定する期間中に、事業計画書、仕様書案及び支出計画書等の提出・修正を行っていただきます。(審査の結果、申請内容の一部が採択されない場合があります。)
- ・ 個別の審査結果に関するお問合せにはお答えできません。
- ・ 二次公募は3月27日～4月26日を予定しています。

V. その他、重要説明事項

本事業に係る重要説明事項を以下のとおりご案内しますので、必ずご確認ください・ご理解いただいた上でご申請をお願いいたします。

1. 本事業に関する注意事項

(1) 事務局との契約後でないとは事業に着手できません。

採択事業者には、別途指定する期限までに事業計画書・支出計画書等の申請を行っていただきます。審査の結果、本事業の支払い対象として認められると、事務局から「契約開始通知」が採択事業者に送付されます。事務局との契約前の発注・契約・支出行為は、対象外となりますのでご注意ください。また、精算後の支払いは、銀行振込方式が原則です(小切手・手形による支払は不可です)。

(2) 事業の内容等を変更する際は、事前の承認が必要です。

本事業は、決定を受けた内容で実施いただくものですが、事業を実施する中で、契約した金額の範囲内で事業の内容（軽微な変更を除く。）を変更する際には、変更に係る契約前に、所定の「変更申請書」を提出し、変更決定を受ける必要があります。内容によっては、変更が認められない可能性がありますので、ご注意ください。

(3) 定められた期日までに完了実績報告書の提出がないと、支払いは行いません。

各事業者は、事業の完了後、事業で取り組んだ内容を報告する「完了実績報告書」及び支出内容のわかる関係書類等を定められた期日までに提出しなければなりません。もし、定められた期日までに完了実績報告書の提出が確認できなかった場合には、対象経費の精算が原則できませんので、必ず期日を守ってください。

(4) 実際に受け取る精算額は契約金額より少なくなる場合があります。

完了実績報告書等の確認時に、支出内容に対象外経費が含まれていることが判明した場合には、当該支出を除いて精算額を算出します。

(5) 事業関係書類は終了後5年間保存しなければなりません。

事業者は、事業に係る帳簿及び証拠書類を事業の完了する日の属する年度の終了後5年間(令和12年3月31日まで)、観光庁や会計検査院からの求めがあった際にいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。

この期間に、会計検査院による実地検査等が実施される可能性もあり、本事業を実施した者の義務として応じなければなりません。また、検査等の結果、返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。

(6) 国その他公的機関が助成する他の制度と重複する事業は本事業の対象となりません。

同一の内容について、国その他公的機関が助成する他の制度(支援金、委託費等)と重複する事業は本事業の対象となりません。

2. 個人情報の使用目的

本事業の応募に係る提出書類等により取得した個人情報は、以下の目的以外に使用することはありません。

- ・ 本事業における審査・選考・必要な事務連絡・資料送付等の事業の進行管理のため
- ・ 応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工したデータを作成するため

3. 反社会的勢力の排除

次の①から④に掲げるいずれかに該当することが判明した場合は、選定を取り消します。

- ① 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実

質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

4. その他

- ・本公募要領や特設ウェブサイト等に掲載のない細部については、事務局の指示に従うものとします。
- ・応募書類等の内容に虚偽がある場合や、法令に違反している場合、当該法令による罰則のほか、採択の取消、契約解除、支払い済みの調査費用の全額返還等の処分を受ける可能性があります。